

第1回 「水道事業における分散型システムの導入手引き」検討委員会

議事要旨

日時 令和8年1月13日（火）10:00～12:00

場所 中央合同庁舎3号2階A会議室（オンライン併用）

出席者 伊藤座長（WEB）、浅見委員、増田委員、高橋委員、田屋委員、田口委員（WEB）

（1） 設立趣旨等について

- ・ 特に意見なし

（2） 本委員会の設置に係る背景及び目的について

事務局から資料説明の後、以下の意見があった。

① 分散型システムの定義について

- ・ 中山間地域だけではなく沿岸部等についても幅広く定義の対象とすべき。
- ・ 「簡易な水供給システム」とあるが、可搬型のものや高度なものもあるので、柔軟に検討すべき。
- ・ 各戸に設置される井戸については今回の手引きの対象外である。一方、今後は、水道事業として水道事業者が、各戸井戸や建物入口設置型浄水処理装置を整備できるようにする仕組みを整える必要があるのではないか。

② 本委員会の目的について

- ・ 飲料水供給施設等の小規模水道が今後の施設の更新や水道事業との統合について検討する際にも役立つ手引きとすべき。

（3） 分散型システムの導入を優先的に検討すべき地域の指標について

事務局から資料説明の後、以下の意見があった。

- ・ 検討対象地域内の配水管は、分散型システムを導入したとしても、いずれ更新が必要となることを踏まえ、単位管路延長の対象は、地域から地域への連絡管のみで良いのではないか。
- ・ 運搬送水を実施する上では、人口100人規模は大きすぎる。

- 分散型システムの導入や将来的な管路維持の困難性について検討を開始する際の厳密な判断基準とするよりは、今回提示された3つの要件を目安として手引きに位置づけることが望ましい。
- 法定耐用年数超過管路率50%以上という条件は、事業体にとって厳しい条件となる可能性があるため、再度検討をするべき。
- 法定耐用年数超過管路率の対象は、鋳鉄管も含め全ての管種が対象であるべき。
- 指標は国庫補助の条件とは別のものであり、分散型システムの導入を検討する足がかりとなる指標として捉えるべき。
- 3つの条件を満たさない場合でも、地域の実情に応じて分散型システムの導入を検討することが可能であることを強調すべき。
- 災害リスクが高い地域においても、分散型システムの導入検討が可能となるような指標の検討を求めるべき。

(4) 水道事業における分散型システムの種類及び導入する上で考慮すべき事項について
事務局から資料説明の後、以下の意見があった。

- 将来を見据え、撤去が容易なリース方式や維持管理性といった観点に配慮した記載をすべき。
- 手引きの中で、当面導入することができる分散型システムの姿と、将来的に可能性のあるものを分けて記載することが望ましい。
- 導入事例は水道事業体にとって参考となるため、盛り込むべき。
- 集約型システムと分散型システムのベストミックスを導くための手引書という観点では、隣の分散型システムとの接続、周辺事業体からの運搬送水や管路接続もあるため、資料で示された方法のみが分散型システムであると誤解されないような記述にすべき。
- 分散型システムの特徴及び留意点には、消防水利の確保の重要性も記載すべき。
- ケーススタディでの比較検討において、費用計算以外にも考慮すべき項目が挙げられていることは適切である。
- 将来の需要変動に柔軟に対応できるシステムであるのが望ましい。ただし限界集落とされる地域でも予想よりも消滅していない現状を踏まえると、計画使用年数とは、単に短期間であることを意味しないので注意する必要がある。

以上